

新型コロナウイルスの影響を受ける 町内事業者の資金調達に要する金利負担を軽減します (マル経融資の利子補給に関する特例措置)



小規模事業者経営改善資金(マル経融資)について

マル経融資とは?

小規模事業者経営改善資金融資(通称:マル経融資)は、商工会・商工会議所等の経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

マル経融資(新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた国の特例措置分)

- 【対象】 商工会等の経営指導を6カ月以上受け、最近1カ月の売上高が前年同期比5%以上減少している小規模事業者
- 【融資限度】 1,000万円(一般分の融資枠2,000万円とは別枠)
- 【資金使途】 運転資金、設備資金
- 【返済期間】 運転資金7年(うち据置期間3年)以内、設備資金10年(うち据置期間4年)以内
- 【保証人等】 担保・保証人不要
- 【金利】 **1.21%(令和2年6月1日時点)を、3年間▲0.9%引き下げ**

【参考】マル経融資(一般分)

- 【対象】 商工会等の経営指導6カ月以上を受けた小規模事業者
- 【融資限度】 2,000万円
- 【資金使途】 運転資金、設備資金
- 【返済期間】 運転資金7年(うち据置期間1年)以内、設備投資10年(うち据置期間2年)以内
- 【保証人等】 担保・保証人不要
- 【金利】 1.21%(令和2年6月1日時点)

マル経融資(新型コロナ特例分)への利子補給について(町独自)

里庄町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、上記マル経融資(特例措置分)の利用者を対象に利子補給を行います。

【対象者】

浅口商工会の推薦を受け、上記マル経融資(特例措置分)を利用した町内小規模事業者



詳細は、町ホームページをご覧ください。

【利子補給対象融資限度額】

1,000万円以内(別枠限度額まで)

【利子補給額】

全額(延滞に係るものは対象外)
※国の新型コロナウイルス特別利子補給金など同様の趣旨の補給金を受けている場合は、その金額を除いた額とします。

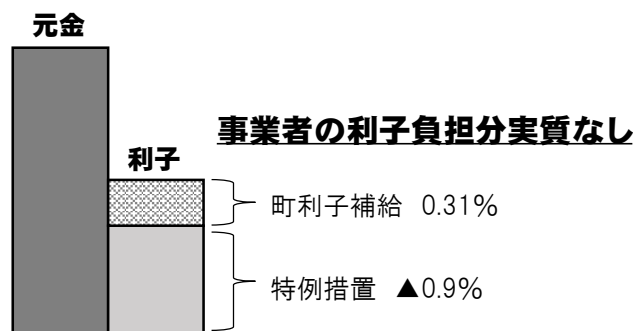
【補給期間】

3年間

【その他】

既往債務の借換でも利用可能です。

【制度利用イメージ】 ※年利1.21%の場合



<問い合わせ先>

里庄町企画商工課

〒719-0398 浅口郡里庄町里見1107-2

☎:0865-64-3114

